

事務連絡  
令和2年9月29日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

催物の開催制限等の変更に伴う感染防止対策の徹底について  
(新型コロナウイルス感染症拡大防止関係)

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

過日（令和2年9月18日付 事務連絡）、9月19日以降の催物開催については、一定の要件を満たすことを前提に、当面11月末まで、人数上限及び収容率要件の目安を変更する旨ご連絡し、会員企業への周知をお願いしたところでございます。

今回、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、改めての事務連絡が参りましたので、貴会におかれましては、引き続き感染拡大の防止に取り組んでいただくとともに、貴会会員企業の皆様に対し周知方よろしく申し上げます。

以上

事務連絡  
令和2年9月18日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

### 催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について

現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの適切な見直し、イベント主催者等による必要な感染防止策の実施、イベント主催者等における感染防止の取組の公表等を前提に、当面11月末まで、人数上限及び収容率要件の目安を変更することとしている。

関係各府省庁においては、以下の点について留意されたい。

- 大規模なイベントの開催に当たっては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、催物の前後における感染拡大リスクが高まる場合がある。引き続き、イベント主催者等からの注意喚起に加え、関係する各所管団体等に対して、イベント主催者等との連携等を図りながら、催物の前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。
- 関係する各所管団体等に対して、催物の開催規模が拡大することに伴い、感染防止策のさらなる見直しが必要となる場合には、必要に応じて、更なる感染防止策を実施するよう促すこと。

以上